

であるものとする。ただし、カナダ政府及び日本国政府は、個別の場合において、一回限りの入国について有効な査証を付与する権利を保有する。

(8) この取極は、それぞれカナダ及び日本国に入国する日本国民

及びカナダ市民が外国人の入国、居住（一時的な居住であるか永住であるかを問わない。）及び雇用又は生業に関する当該国の法令に服することを免除するものではない。入国管理当局に対し、これらの法令に服することについて十分に証明することのできない者は、入国又は上陸の許可を拒否されることがある。

本大臣は、前記の提案が日本国政府にとつて受諾しうるものであるときは、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両国政府間の合